



消費生活 サポーター通信

平成30年度第7号

今月のテーマ

「電気料金が安くなる」に
注意！

安くなります

番号教えて



「電気料金が安くなる」に注意！

事例

現在契約している大手電力会社A社の代理店を名乗り「**電気料金が安くなる**。検針票に書かれている**お客様番号**と**供給地点特定番号**を**教えて欲しい**」と電話があった。言われたとおり番号を教えたところ、3日後にA社とは異なる業者との契約書が郵送されてきた。



契約先が
A社じゃなく
なってる～！



アドバイス

電気の契約先を変更する必要がなければ、「**料金が安くなる**」という**勧誘があっても、はっきり断って電話を切りましょう**。

申し込んだつもりがない、あるいは断ったのに契約先変更の手続きをされた場合など、困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、**クーリング・オフ（無条件解約）**できる場合があります。



ワンポイント

電気の検針票には

- ① 氏名
- ② お客様番号（顧客番号）
- ③ 住所
- ④ 供給地点特定番号

が記載されており、これらの情報を知られると、知らないうちに契約変更の手続きをされるおそれがあります。**検針票の記載情報は安易に教えないようにしましょう。**

※検針票のイメージ

電気ご使用量のお知らせ

① 消費 太郎 様	
② お客様番号	01-234-56-78-90-000000
③ ご使用場所	中央1丁目 0-00-00
契約種別・容量	従量電灯B 40アンペア

××年××月分のご使用内容

(ご使用期間××月××日～××月××日 ご使用日数××日)

ご使用量 XXX kWh

計器番号	XXX
当月指示数	XXXXX
前月指示数	XXXXX
差引使用量	XXX

④ 供給地点特定番号: 02-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

ご請求予定額	XX,XXX円
口座振替予定日	XX月XX日
支払期日	XX月XX日

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)